

相談支援に係る留意事項について

資料 3

計画案の提出について	- 計画案の提出について、受給者やサービス提供事業所に影響のないよう、適正な期間で提出ください。 - 新たなサービスやサービスを変更するケースについては、直前の計画案の提出ではなく、少なくとも1週間以上前に変更の計画案を提出してください。緊急を要する場合はこの限りではありませんが、このようなケースについても事前に電話等で担当に相談ください。
サービス等利用計画案・障害者（児）支援利用計画案等	- 計画案やモニタリング報告書において、文章が枠内に収まらず、見切れてしまっているものや文字が小さくて読解できないものが散見されます。このような箇所がないか確認のうえ、提出ください。 - 福祉サービス等の欄には、障害者（児）のサービス及び地域生活支援事業の他、対象者に関し、確認できる範囲のサービス等を記載してください。 - 福祉サービス等種類・内容・量の欄には、必ず日数や時間など、必要となる支給量を、週間計画に基づき記載するようにしてください。支給の根拠となる内容・日数の記載がない場合は、計画案を返戻する場合があります。 1週間のスケジュール（週間計画）について、新規の場合には、利用予定が、更新の場合には、現在のサービスの利用状況や利用日がわかるよう記載ください。現在の状況等が反映されていないケースがあります。 - 支給決定後に提出いただく計画やモニタリングについて、受給者番号や区分等の記載がないケースが見られます。同名の方については、受給者番号で確認しますので、必ず記載するようにしてください。 - 障害児のサービスから障害者のサービスに移行する方については、サービスの内容が大きく変わることから、短期入所や居宅介護、地域生活支援事業の日中一時支援事業等、障害児として受給していた障害者のサービスについては、必要性や支給量など、改めて確認の上、案を検討ください。 - モニタリングの期間は、必ず記載してください。支給基準に記載されているモニタリング期間以外での設定が必要な場合は、必要な理由を様式第1-1のその他留意事項欄に記載してください。記載がない場合は、支給決定基準に準じた内容で支給決定します、また、新規サービス利用者に関しては、当初3か月のモニタリングを入れるようにしてください。詳しくは、モニタリングの期間の設定については、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和6年4月）」P35-36（資料④）を参照ください。

	・ 週間計画表上は週 2 日間、月換算では、最大 10 日の支給で充足するケースについて、長期休暇の対応を勘案し、支給決定日数を増やしたい場合には、その旨もわかるよう、案に記載してください。 ・ 週間計画表と月の利用量が合わないケースが見られます。支給決定基準を念頭にサービス案の作成をお願いします。
申請者の現状	・ 概要や生活歴の記録が、従前の記録のままで、最新の状況が記載されていないケースが未だに見受けられます。特に、更新の場合には、更新時の現状がわかるように留意して記載ください。 ・ 日中一時支援については、地域生活支援事業内の事業のため、3 障害の手帳のいずれかを所持しているか、自立支援医療を受給している方が対象となります。3 障害の手帳がなく、日中一時支援の受給を希望するケースについては、概要や生活歴に給付決定に足る理由や児童・家族の状況がわかるように記載ください（支援学級に通っている、特別支援学校に通っている等々）。
在宅での就労系サービス利用申請時に必要な書類について	・ 新規申請時は、通常必要な申請書や計画案に加え、「相談支援事業所からの理由書」、「就労事業所からの要件をみたすことの資料等」が必要となります。また、在宅就労の支給期間は最大半年となっており、備考欄で管理しております。更新での必要な書類は、「申請書」、「相談支援事業所からの理由書」「モニタリング報告書」です。詳しくは、「始良市障害福祉サービス支給決定基準」P26 を参照ください。
請求について	・ 請求時の受給者証番号誤りや上限額管理の有無についてのエラーが多くなっています。請求をあげる際には、受給者証情報や請求内容に誤りがないか入念に確認ください。
介護保険サービスへの移行について	・ 障害福祉サービスを利用されており、65 歳になられた方は、介護保険サービスの利用が優先になります。そのため、現在障害福祉サービスを利用しており、65 歳になられる方に対して、介護保険サービス移行についてのご案内（資料 7）をお送りしています。この通知は、誕生月の約 2 ヶ月前に発送しております。利用者から相談などがあつた際には、現在利用している障害福祉サービスなどの確認をお願いいたします。
その他	・ モニタリング報告書やサービス等利用計画案等の提出方法について、文書保管スペース確保の観点から、これらの書類は可能な限り、両面コピーでの提出をお願いいたします。 ・ 者の受給者証の記載事項について、現在児童の受給者証にのみ、備考欄に地域生活支援事業の決定情報を記載しておりますが、11 月以降に発行する者の受給者証にも記載する予定です。 ・ 「障害者福祉サービスの支給決定基準」について、報酬改定を踏まえた内容のものを 8 月にリリースしています。標準支給量などを

	確認のうえ、計画案の作成をお願いいたします。 同様に、児のサービスについても、昨年度から「障害児福祉サービスの支給基準」を定め、運用しております。改めて標準支給量などを確認のうえ、計画案の作成をお願いいたします。
--	---